

令和元年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和元年10月28日（月） 午前10時開会																				
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																				
出席委員 （19名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>鳥丸 俊秀</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>室屋 智美</td> </tr> <tr> <td>横峯 明人</td> <td></td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美	横峯 明人	
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																				
有村 伊智博	有村 浩一																				
岩元 節朗	上四元 正昭																				
仮屋 幸孝	園山 一則																				
堂免 修	豊留 辰男																				
弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀																				
永尾 寛	中村 秀彦																				
鳩宿 隆雄	福永 大悟																				
堀之内 薫	室屋 智美																				
横峯 明人																					
欠席委員 （0名）																					
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、井上、二俣、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																				
農政総務課	主 任 羽生																				
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 買受適格証明願に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 																				
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 5 鹿兒島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 農地パトロールの結果について 7 農地パトロールについて 																				

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、仮屋委員、鳥丸委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～5ページ 9件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：その他、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 この件について補足して説明いたします。 当該地は、今から30年前の平成元年に、譲渡人の前身である株式会社が、携帯電話の中継局として購入し、無線の鉄塔を建て使用しておりました。これにつきましては、農地法第5条許可の例外規定により、転用許可は不要となっております。 その後、人工衛星等の通信技術の発達により、当該中継基地が不要となり、無線の鉄塔は解体撤去されておりますことから、当該地を処分し、近隣の農家等へ売買することとなったものです。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号6号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 番号7号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3号案件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>番号1ですが、渡人は、今まで、農地をずっと耕作していたかどうかわかりますか。</p>
伊敷支局	<p>先程、補足説明を調査員からしたところですが、そもそもここは、携帯電話の中継基地局として、無線の鉄塔を建てて使用しておりました。これについては、農地法第5条許可の例外規定により、転用許可不要案件でございます。その後、鉄塔を建てて使用していたのですが、人工衛星等の通信技術の発達によって、この中継基地が不要となりました。それで、鉄塔は既に解体撤去されているところでございますが、最近、譲渡人の方で、全国的にこのような鉄塔が十数箇所あると聞いております。それを一括して処分するという事で、近隣の農家等へ、畑として売買するという事になったものです。</p> <p>以上です。</p>
9番委員	<p>その中継基地は建ったわけですね。</p>
伊敷支局	<p>そうです。</p>
9番委員	<p>そのあとを畑として、現況は畑なんですか。</p>
伊敷支局	<p>ここにつきましては、農業委員と職員2名で現地調査を最近致したところですが、農地として耕作可能であることを、現地調査で確認しており、また、譲受人の農家の方にも、作物等を聞いたところ、ニンニク、甘しょ等を作付けするという事でお話を頂いているところです。</p>
9番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>6ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場996.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>今回の申請に際しては、申請人の親族が、必要な手続きを経ずに、すでに平成11年頃から、貸駐車場として無断転用しており、今回、過去の経緯を含めた始末書添付のうえ、申請がなされたものです。</p> <p>なお、代理人を通じて、相続人である申請人に対して、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、資材置場、貸資材置場996.00㎡、通路等338.00㎡、東・西…市道、南…他人畑、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件	
7ページ～14ページ 18件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：資材置場、資材置場678.00㎡、駐車場250.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…水路、西…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 番号2号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場369.00㎡、東・西…雑種地、南…山林、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟125.44㎡、庭敷地等405.56㎡、東…渡人畑、西…私道、南…渡人畑、宅地、北…国道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号4号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟91.09㎡、庭敷地等152.91㎡、東…里道、西・北…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟103.72㎡、庭敷地等138.03㎡、東・北…貸人畑、西…貸人畑、宅地、南…県道、境界…土留、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽。 番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟83.64㎡、庭敷地等372.36㎡、東・南…宅地、西・北…市道、別件3条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟110.28㎡、庭敷地等178.22㎡、東…市道、西…貸人畑、南…農道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号8号、賃借権、設定、仮設事務所、事務所2棟26.40㎡、駐車場等125.60㎡、東…他人畑、西…私道、南・北…貸人畑、境界…防護柵、雨水…自然流下、污水…仮設トイレ。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟115.50㎡、庭敷地等148.50㎡、東…私道、西…私道、他人畑、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電545.94㎡、通路等459.06㎡、東…他人畑、西…私道、他人畑、南・北…水路、境界…ブロック積、フェンス、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請法人は喜入中名町で認定を受けた太陽光発電設備IDの譲渡を受け、当該農地を取得し、太陽光発電施設へ転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル324枚で、発電出力が49.5kWになります。</p> <p>なお九州経済産業局からの設備認定通知書は、当初平成30年12月6日に認定を受けたIDを譲渡による設備認定変更申請を行い、変更承認も受けております。また九州電力との系統関係に係る契約も平成30年9月19日に成立し承認通知も受けております。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟125.87㎡、庭敷地等122.13㎡、東…私道、西・南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟56.31㎡、庭敷地等379.69㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…市道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場161.00㎡、駐車場80.00㎡、東…山林、西…県道、南…雑種地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅、住家8棟456.47㎡、通路495.71㎡、庭敷地等1.449.82㎡、東…他人田、西…水路、南…市道、宅地、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟102.68㎡、庭敷地434.20㎡、法面等744.06㎡、東…山林、西…宅地、南…他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から東へ3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は、これまで借家住まいだったものを申請地を買い受け自宅を新築しようとするものです。</p> <p>申請地の面積は実測1,280.94㎡ですが、里道側に法面があり、崖地等に面していることから、崖地規制により実際に使用できる有効面積は536.88㎡となっております。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟333.13㎡、通路241.23㎡、庭敷地等1,037.17㎡、東・北…市道、西…山林、南…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅、住家7棟397.45㎡、通路722.05㎡、庭敷地等1,488.50㎡、東…他人田、北…水路、西…水路、渡人田、南…他人田、里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ4.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>周囲の状況及び被害防除計画に、雨水は市道側溝へとありますが、北側にある水路の北側に位置する市道側溝に排水する予定です。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、建売住宅、住家9棟475.70㎡、通路705.31㎡、庭敷地等1,447.99㎡、東・南…市道、西…他人田、渡人田、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
---------	---

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号15ですが、一般住宅の場合、概ね500㎡を目処とするとなってますが、これは536.88㎡となっておりますね。この程度は問題はないということでしょうか。</p>
議 長	<p>これは、崖地等で536.88㎡になっていますが、この場合、36.88㎡残しても使い道がないということで、認められています。県農業会議でも認められています。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 15ページ～17ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、桜島、喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 18ページ～22ページ 7件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家2棟、うち1棟54年経過、うち1棟36年経過、車庫1棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、36年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：ゴキ竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：通路として約30年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>

1 8 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」7件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農地利用変更届出に関する件 23ページ 1件	
議 長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：盛土をして、畑として利便性を高める。工事開始日：令和元年11月11日、工事終了日：令和2年5月10日、周囲の状態：東…河川管理道路、西・南…宅地、北…他人田、境界…土留、作物…野菜、高さ…1.5m、搬入土…シラス、赤土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 7. 買受適格証明願に関する件 24 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 7. 「買受適格証明願に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14 番委員お願いします。
14 番 委 員	この件について、ご報告いたします。 本件は、裁判所において一度、競売に付されたものの、入札者がいなかったため、特別売却へ移行したことにより、申請されたものです。 この特別売却につきましては、所轄裁判所は、鹿児島地方裁判所、競売事件名は、平成 29 年（ケ）第 86 号、売却実施期間は、令和元年 9 月 19 日から 11 月 25 日でございます。 申請地は農用地区域外にあり、地目は登記・現況ともに「畑」、面積は 311㎡で、農地法第 5 条の「買受適格証明願」で、転用目的は「貸資材置場」であります。 調査の結果、本件は農地法第 5 条許可申請の判断基準に沿っているものと認められるため、「買受適格」があるものと判断したところでございます。 なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた申請人が、後日、農地法第 5 条許可申請書を提出した場合、今回の買受適格証明の交付時と許可内容が異なっていないと認められた時は、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も、併せてご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7 番委員」挙手あり〕 はい、7 番委員どうぞ。
7 番 委 員	農地法の転用は、大体自らやる時と決まっているんですけど、こういう特例の場合には、貸資材置場で取得して、貸し出すということでも許可ができる案件なんですか。
事 務 局	今回、買受適格証明願で転用目的という審査が出た案件でございます。この買受適格を転用目的で出た場合には、同時に 5 条申請を審査する形になってはいますが、特に転用目的について、買受適格であるから制限があるものではございませんので、貸資材置場として適正な事業計画等がなされていれば、そのまま認められるものでございます。以上です。
議 長	元々、資材置場で使われていた場所です。

7 番 委 員	登記、現況とも畑となっています。
議 長	登記地目を変えてなかったんです。
7 番 委 員	わかりました。
9 番 委 員	今の件ですが、申請人は、転用をするということで、農地を買うということになるわけですが、こういう転用を目的とすることであれば、誰でもこういう申請はできるということにはならないですか。わざわざ、農業委員会に申請をしないといけないのでしょうか、特別、この方でなくても転用を目的として買うということであれば、誰でもいいということにはなりませんか。
事 務 局	転用目的の買受適格証明願が出た場合には、3条の目的と違いまして、農業従事者であるという縛りはないというのは、9番委員のご指摘の通りです。ただ転用目的で、証明願を出すからには、同時に5条の許可申請も審議、現地調査をするという形になっております。仮に、買受適格の申請が出たとしても、事業目的が不明確であったり、それを裏付ける資金証明がなかったりとかいう場合には、申請書自体を取り下げてもらい、審議の対象にもならないということになります。誰でもいいかと言うと、その転用目的の事業内容が、ちゃんと整っていないと結局だめということになりますので、その転用目的次第で買受適格証明を出すのかどうかというのが、決されるということになると思います。以上です。
9 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「買受適格証明願に関する件」、1件につきましては、適格があるものと認め、また後段についても議決するものといたします。
議題8. 農用地利用集積計画に関する件 25ページ～34ページ 15件	
議 長	次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 25 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 8 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年 10 月 31 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 12 件 12,525.00㎡、うち新規 11 件 10,099.00㎡、賃借権 2 件 9,007.00㎡、全て新規、所有権移転 1 件 530.00㎡、合計 15 件 22,062.00㎡、うち新規 13 件 19,106.00㎡となっております。</p> <p>次に 26 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 10 年が 10 件、5 年が 2 件となっております。</p> <p>次に 27 ページをお願いします。</p> <p>これは、25 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。設定期間 5 年、5 年から 10 年未満が各 1 件となっております。</p> <p>次に 28 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 19 筆、賃借権 2 筆、計 21 筆。面積は、田 2,961.00㎡、畑 18,571.00㎡、計 21,532.00㎡うち更新分は、2,426.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 14 人。うち更新分は 1 人となっております。</p> <p>次に 29 ページから 34 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権移転の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 35 ページ 1 件</p>	
議長	<p>次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、13 番委員をお願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>資料の35ページをお開きください。</p> <p>対象農地は、市街化区域内の農地であり、この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この制度を利用すると、申請人は3年に1度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出るようになっております。</p> <p>今回1件の申請があり、去る10月11日に私、15番委員、事務局職員4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。</p> <p>相続開始は平成22年3月17日、申請人は被相続人の子で、今回が4回目の申請でございます。</p> <p>今回、調査しました特例適用農地は畑であり、深ネギ、甘しょ、ヤーコン、キクイモ、チンゲンサイ、ワサビナ、ウコン、ジャガイモ、大豆を作付中、カンナ、みかん、柿、レモンを植付中、ジャガイモを作付予定、チューリップを植付予定でありました。</p> <p>従いまして、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>生産緑地法というのが、鹿児島には関係ありませんが、これによると、生産緑地で指定された農地を、第三者に貸し付けることができるということになったわけですが、その際に、相続税の納税猶予を引き続き受けられるということだそうです。今、審議されているこの場合に、この農地を第三者に貸し付けることができるかどうか、その際に引き続き相続税の納税猶予ができるかどうか、どうでしょうか。</p>
事 務 局	<p>9番委員のご指摘の内容というのが、相続税の納税猶予を受けたまま、農地の貸出しができるのかという案件と思われまます。この件につきまして、相続税の納税猶予制度上は、いわゆる特定貸付けの範疇であれば、引き続き納税猶予を受けることができるという制度の内容になっております。この特定貸付というのは何なのかということなんですが、これは農業経営基盤強化促進法という利用権の設定等で貸し付ける場合が、一つの事例になりますので、もし農業経営基盤強化促進法、利用権の設定等で貸し付ける場合には、引き続き相続税の納税猶予に該当するというケースも有り得ると思えます。</p> <p>以上です。</p>

9 番 委 員	わかりました。
7 番 委 員	鹿児島市内の中に、生産緑地指定を市がした所がありますか。
事 務 局	生産緑地法については、建設局が所管しているのですが、現在本市内で、生産緑地法が適用されている土地というのはないということで、確認いたしております。
7 番 委 員	ないですね。わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 36ページ～37ページ 2件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 まず、東桜島、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和元年10月3日、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況一部農地、一部非農地である。 買受適格証明書を有する者に限らない。 処理状況：令和元年10月16日 鹿児島地方裁判所へ報告済。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	報告します。37ページです。 照会日：令和元年10月3日、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、3筆は、現況一部農地、一部非農地、4筆は現況農地である。 買受適格証明書を有する者に限る。 処理状況：令和元年10月16日 鹿児島地方裁判所へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～40ページ 15件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農用地利用配分計画に関する報告の集計」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	38ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は15件です。 登記地目別では、田11筆、6,254.00㎡、畑40筆、18,397.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が15件。権利の種別は、所有権が15件。農業委員会によるあっせん等は、無が15件となっております。 39ページから40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 41ページ～46ページ 18件	
事 務 局	<p>41ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、ありませんでした。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、駐車場、店舗等、その他が各2件、合計18件となっております。</p> <p>42ページから46ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 47ページ～48ページ 1件	
事 務 局	<p>47ページ「報告事項4」をお願いします。</p> <p>令和元年9月30日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和元年10月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>貸借権1件1筆476.00㎡となっております。始期は令和元年10月1日からになります。</p> <p>今回の分は、8月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>48ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料2	
議 長	<p>次に、報告事項5「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>報告事項6「農地パトロールの結果について」</p> <p>報告事項7「農地パトロールについて」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>報告事項5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の8月期については、訪問戸数192戸、うち不在22戸、調査回答戸数170戸、貸出希望5戸62.55アール、借入希望1戸20.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,609戸、うち不在110戸、調査回答戸数2,480戸、貸出希望148戸3,238.23アール、借入希望29戸1,634.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
--------------	---

6. 農地パトロールの結果について
別冊資料3

<p>事 務 局</p>	<p>8月の農地パトロールの結果について報告します。別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、令和元年8月23日から8月30日に実施しました。</p> <p>各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。また、農地利用変更届出現地調査は、備考欄のとおり、本庁地区4件、吉野地区2件、喜入地区3件、松元地区3件、郡山地区1件の計13件ございました。</p> <p>調査結果につきましては、2ページから3ページに記載してございます。届出事項の未完了はなく、記載のとおり、全て届出事項が完了しておりました。</p> <p>以上で8月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>
--------------	---

7. 農地パトロールについて

別冊資料3

<p>事務局</p>	<p>続きまして、10月からの農地パトロールについて報告いたします。 4ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、令和元年10月29日（火）から10月31日（木）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。</p> <p>5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法についてですが①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出地がある場合は、利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、5ページから9ページに、農地利用変更届出現地調査表は10ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。 （議事終了：午前10時50分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和元年度第9回総会（月例）開催日時は、 11月28日（木）午前10時開会 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。 閉会（午前10時55分）</p>